

司法試験の合格者数に関する決議

決議の趣旨

司法修習修了後の弁護士未登録者の増加や、弁護士就職難等によるOJT不足の深刻さ等を考慮し、司法試験合格者数を早急に1000名程度とすること。

決議の理由

第1 司法改革・弁護士増加議論の経緯

- 1 司法改革・弁護士増加についての議論は古くから行われてきたが、平成に入って以降の日本弁護士連合会（日弁連）の主な動きは、1990年から1994年にかけて出された3つの「司法改革に関する宣言」である。

最初の「司法改革に関する宣言（高知宣言）」（1990年）では、国民の権利を十分に保障し、豊かな民主主義社会を発展させるためには、充実した司法の存在が不可欠であり、あるべき司法、国民に身近な開かれた司法を目指して、わが国の司法を抜本的に改革するときであるとされ、司法の人的・物的拡充のため、司法関係予算の大幅な増額や、司法の組織・運営に生じている問題の是正が重要とされて、司法改革を進める決意が表明された。

- 2 これに続く「司法改革に関する宣言その2」（1991年）においては、先の宣言を受けて、司法改革に向けての持続的かつ積極的な取組みのための組織体制を整える準備に入り、改革に向けて活動を開始したことや、この司法改革が、広く司法全体を身近でわかりやすくかつ利用しやすいものとし、国民の参加を拡大するとともに、適正かつ迅速な権利の実現をはかることをめざすものであることが明らかにされた。

- 3 そして、「司法改革に関する宣言その3」（1994年）においては、司法改革が市民にとって身近で利用しやすく納得できる司法にすることを目指すもので、本来その担い手も市民であるから、市民とともに司法改革を実現していかなければならないとされ、市民の目に見える目標として、①市民に身近な裁判所や弁護士が存在するよう司法の物的・人的規模の拡充、②陪審や参審など市民が直接司法に参加する制度の導入、③裁判官や検察官は市民と近い立場の弁護士から採用する制度の確立が設定された。

- 4 他方、政府は、1999年に内閣に司法制度改革審議会を設置した。

同審議会は、司法が果たすべき役割を明らかにし、国民がより利用しやすい司法制度の実現、国民の司法制度への関与、法曹の在り方とその機能の充実強化その他の司法制度改革と基盤の整備に関し必要な基本的施策について調査審議することを目的としていた。

この司法制度改革審議会の意見書（2001年）では、司法制度改革の柱として、①国民の期待に応える司法制度の構築、②司法制度を支える法曹の人的基盤の拡充、③国民の司法参加という三つの方針を示し、司法がその役割を十全に果たすことができるようにし、もって自由かつ公正な社会の形成に資することを目標として行われる

べきものであるとされ、様々な施策が提唱された。

それらの施策のうち、法曹人口の拡大については、当時の法曹人口（約2万人）が、先進諸国との比較において、その総数においても、また、司法試験、司法修習を経て誕生する新たな参入者数においても、極めて少なく、我が国社会の法的需要に現に十分対応できていない状況にあり、今後の法的需要の増大をも考え併せると、法曹人口の大幅な増加が急務であるとされ、①現行司法試験合格者数の増加に直ちに着手し、2004年には合格者数1500人達成を目指すべきこと、②法科大学院を含む新たな法曹養成制度の整備の状況等を見定めながら、2010年ころには新司法試験の合格者数の年間3000人達成を目指すべきことが提唱され、このような法曹人口増加の経過により、おおむね2018年ころまでには、実働法曹人口は5万人規模（法曹1人あたりの国民の数は約2400人）に達することが見込まれるとされた。

なお、新司法試験の合格者数を年間3000人とする点については、実際に社会の様々な分野で活躍する法曹の数は社会の要請に基づいて市場原理によって決定されるものであるとされていることに注意が必要である。

5 司法制度改革審議会の上記意見書を受けて、司法制度改革推進計画（2002年）が閣議決定され、その中で、法曹人口については、大幅な増加が急務となっていることを踏まえ、司法試験の合格者の増加に直ちに着手することとし、後記の法科大学院を含む新たな法曹養成制度の整備の状況等を見定めながら、2010年ころには司法試験の合格者数を年間3000人程度とすることを目指すとされ、全体としての法曹人口の増加を図る中で、裁判官、検察官の大幅な増員や裁判所書記官等の裁判所職員、検察事務官等の検察庁職員の適正な増加を含む司法を支える人的基盤の充実を図ることも必要であるとされた。

6 他方で、日弁連では、3度の司法改革宣言後も、「司法改革ビジョン」（1998年）、「司法改革実現に向けての基本的提言」（1999年）、「司法改革に関する宣言」（2000年）を公表してきたが、いずれも、質・量ともに市民が必要とするだけの相当数の弁護士を増加すべきとされ、司法制度改革審議会での議論とほぼ同一の方向性を志向していた。

また、同審議会の最終意見書をふまえ、日弁連も独自の司法制度改革推進計画（2002年）を策定し、法曹人口の拡大については、社会のさまざまな分野・地域における法的需要を満たすために、国民が必要とする数を、質を維持しながら確保するよう努めることや、裁判官・検察官の大幅増員、裁判所職員・検察庁職員の質・能力の向上と大幅な増加を図るため、必要な提言等を行うことについて取り組むとされた。

7 以上のとおり、法曹人口の拡大は、社会の要請すなわち国民の側の需要を理由に平成以降の急務とされてきたのであるが、弁護士人口が既に3万人を超え、他方で、少子化によって日本の総人口が減少傾向に転じた現在にあっては、その必要性について再検討すべき時期に至っており、他の弁護士会及び連合会においても法曹人口の適正数について多数の決議が採択されているところ、本決議もこの流れを汲むものである。

第2 司法試験合格者数・弁護士数、日本の人口推移と公証人総数との比較

1 弁護士となるためには、司法試験に合格した後、一定期間の司法修習を経た上、司

法研修所での試験（二回試験）に合格する必要がある。

なお、二回試験に合格して司法修習を終了した者のうち、一定数の者は裁判官または検察官に任官するので、司法試験の合格者数が全て弁護士になるとは限らない。

- 2 司法試験の合格者数は、1990年までは年間500人程度であったが、司法改革・弁護士増加議論に伴って徐々に増加し、1999年には1000名を超え、2002年と2003年には1200名程度、2004年と2005年には1500名程度に達した。

2006年からは法科大学院卒業者に受験資格が与えられる新司法試験が始まり、同年の合格者数は新試験が1009名、従来からの旧試験が549名であった。

なお、新司法試験の合格者については、旧試験合格者とは異なり、司法修習が合格後すぐに開始されるうえ、修習期間も約1年と短いため、合格年度の翌年末ころには弁護士登録を行うこととなる。

その後の司法試験合格者数は、毎年、新試験と旧試験の合計で約2000名程度となっていたが、旧試験については合格者数が漸減し2011年度で終了した。（以上のデータは法務省公表の司法試験結果資料による）。

- 3 司法試験合格者数が増加しても裁判官や検察官の採用は増えなかったため、その増加は弁護士数の増加に直接反映しており、1995年までは年間300人未満の増加で、同年時点の弁護士総数が約1万5000人であったところが、次第に増加傾向が強まり、2004年には年間約700名の増員をもって弁護士総数が2万人を超え、2008年には年間約2000名の増加をもって弁護士総数は2万5000人を超えて、更に、2011年には弁護士総数は3万人を超えた（以上のデータは日弁連公表の弁護士白書資料等による）。

なお、日弁連の法曹人口政策に関する緊急提言（2011年）関連資料によれば、2011年以降の年間合格者数を2000人とした場合、約10年後の2022年に法曹総数が5万人に達したのち、2049年に8万6123人に達し、2053年以降8万5000人程度の法曹総数で均衡するとのシミュレーションデータがある。

また、同シミュレーションデータによれば、2011年以降の年間合格者数を1000人とした場合も、法曹総数は2042年まで漸増して約4万8000人に達し、2053年以降4万人あまりで均衡する見込みである。

- 4 他方で、総務省統計局が算出したデータによれば、日本の総人口は2004年までは増加傾向にあったが、同年の総人口約1億2779万人をピークに減少傾向となっており、2020年頃には1億2200万人程度となる見込みで、更に2045年頃には1億人程度にまで減少すると予測されている。

他方、先日公表された国立社会保障・人口問題研究会の「日本の将来推計人口」によれば、2060年における日本の人口は約8674万人と、現在の7割程度まで減少するとされている。

したがって、たとえ弁護士の増員がなくとも、弁護士1人あたりの人口数は年々漸減していく見込みであり、仮に2045年頃の弁護士人口が4万8000人程度（年間合格者数を1000人とした場合の試算から推計）として、その頃の日本の総人口が1億人と仮定すると、弁護士1人あたりの日本の人口は2083人程度にまで減少

することとなる。

5 公証人の国内総数との比較

公証人は、原則30年以上の実務経験を有する法律実務家の中から法務大臣により任命されて、公証役場に勤務する公務員であるが、その仕事としては、大きく分けて①公正証書の作成、②私署証書や会社等の定款に対する認証の付与、③私署証書に対する確定日付の付与の3種類があり、市民に身近な立場で法律問題に関する事務を扱う点や、利用者が得られる法的利益に応じた手数料を受け取り、これを収入源としている点でも弁護士業と類似している。

しかし、公証人は、公募により法務大臣から任命を受けるところ、各地の公証役場ごとの定員（従って国内総数も）については、法務省が「公証人定員規則」を定めており、その採用数について厳格に制限している。

2003年において公証人の定員は688名であったところ、520名の公証人が任命されていた（インターネット上の就職情報による）。

現在、公証人の定員は上記規則によって672名とされており、司法制度改革において市民に身近な司法制度が目指され、弁護士数が大幅に増員されてきた状況とは格段の差が存在している。

第3 就職難の実態

1 未登録者数の推移からみる弁護士の就職難

司法修習修了後の一括登録時点で弁護士登録をしない未登録者がここ数年間で急増している。一括登録時点での未登録者数の推移をみると、2009年12月に司法修習を修了した新62期司法修習生では、修了直後の弁護士一括登録時点での弁護士未登録者が133人だったが、新63期（2010年）ではそれが214人となり、1.6倍の増加であった。さらに、日弁連の発表によると、2011年12月15日時点で、二回試験を合格した司法修習修了者のうちの約400人が未登録であり、前年同時期の未登録者数のおよそ2倍に達した。その後2012年1月になって登録が進み、1月中旬時点での未登録者は約200人と言われているが、弁護士の「就職難」は年々厳しさを増しているといわざるを得ない。

他方で、就職の厳しさから、既存の法律事務所への就職を諦めてやむなく弁護士登録時点から自分で事務所を出すいわゆる「即独」や、既存の事務所から給与等はもらわずに机を置かせてもらって独自に執務を行う「ノキ弁」も増えている。

また、机を置かせてもらう事務所もなく、事務所を持たないで（弁護士登録上の事務所は自宅として）弁護士活動を行う「宅弁」といわれる形態をとる弁護士も目立つようになってきている。

つまり、形式的には弁護士登録はしているものの「即独」「ノキ弁」「宅弁」という形での登録も一定程度いることからすれば、厳密な意味での「就職」ができない実質的な人数は、弁護士未登録者数を数百人単位で上回っている可能性がある。

いずれにせよ、二回試験に合格者した司法修習修了者の就職環境は年々厳しくなっているのは明らかである。

2 就職難からくる弊害

司法修習修了者の就職難が年々激化している状況において、司法修習生は、修習期

間内に（あるいは、修習開始以前から）積極的な就職活動をしなければならない、修習専念義務がおろそかになる。その結果、法曹倫理など司法修習において備えるべき法曹としての基本資質が不十分な状態で実務に出なければならないのではという懸念がある。

また、就職先が最後まで決まらずに、やむなく「即独」「ノキ弁」「宅弁」などの形態で登録をする場合には、先輩弁護士の指導のもとで弁護士としての実務経験を積む機会を十分に受けることができない。いわゆるOJT（オン・ザ・ジョブ・トレーニング・職業を通しての研鑽）不足の問題が生じることとなる。

第4 業務拡大の取組とその実際

1 当会の業務拡大の取り組み

当会は、他会同様の業務拡大の取組に加え、当会独自の取組として、少額援助制度や多重債務出張相談、電話無料相談（クイック相談・ナイトー相談）などを企画・実行し、訴額が小さな消費者事件の被害者救済や、機動的相談体制の構築などを実現してきた。また、社会福祉士会及び行政と連携して高齢者虐待対応専門職チーム派遣制度を構築し、地域産業支援センター・商工会連合会と連携した講演会・相談会を実施するなど、当会と他の機関・団体との連携による業務拡大方策もとってきた。

今年度に入っても、県内全自治体に当会の広報担当を置き、自治体の広報誌等への相談会の案内の掲載を要請したり、市民向けの広報チラシ「弁護士会便り」を全自治体や教育機関に備え置いてもらったりするなど、広報活動も積極的に行っている。

しかしながら、少額援助制度の利用実績は、年間6件から8件で推移しており、大きな業務拡大につながるものではない。クイック相談やナイトー相談は、平均して1回あたり10件から20件の相談件数があるが、直受につながるものは過少である。他方で、他の機関や団体との連携や広報の拡大による今後の発展も期待しているが、これらの活動が即時に弁護士への委任増加につながるかは未知数である。

2 訴訟事件の減少傾向

他方、我が国全体の訴訟事件数の推移について見ると、全国の裁判所における新受全事件数は、2003年の611万件をピークに減少し続けており、2010年は431万件と、司法審意見書が出された当時の563万件よりもかえって少なくなっている。また、民事・行政事件の新受件数に限ってみても、2003年の352万件をピークに減少傾向に転じ、2010年は218万件弱にとどまっている。とりわけ、事件数の一時的増加の原因は、いわゆる過払金返還請求訴訟事件数の増加によるものであると思われるところ、既に立法措置がとられたためかかる訴訟事件数は大幅に減少することが確実視されており、訴訟事件数全体の減少傾向にも拍車がかかる可能性が高い。

3 法律相談センター等における相談件数の減少

また、全国の弁護士会の法律相談センター、日本司法支援センター（法テラス）の地方事務所、自治体等において弁護士が担当した法律相談件数の推移をみると、2007年以降も増加傾向にあるのは法テラスの扶助相談（無料相談）のみで、その分だけ他の相談件数が減少しており、全体の相談件数は横ばい傾向にある。

当会の法律相談センターにおける相談件数も、2007年の2万8413件をピー

クに減少へ転じ、2010年には司法審意見書発表当時の水準（約2万1000件）にまで低下しており、市町村役場等の法律相談件数の推移もほとんどこれと変わらないと考えられる。

4 法律相談等に関するアンケート結果

当会会員は、各自治体等と連携した法律相談会、当会主催の各種法律相談会、法テラスを利用した法律相談などを担当しているところ、当会は、会員に対し法律相談及び受任状況についてアンケートを行い、会員の約3分の1から回答を得た。

そのアンケート結果によると、事務所所在地にかかわらず、会員は概ね前記の各相談業務を担当していることが判明したが、その相談担当頻度は、自治体主催の法律相談会について多い者で2週間に1度程度、少ない者で年に1、2回程度となっており、当会主催の各種相談会について概ね2か月に1度程度となっていた。このような法律相談業務について、3年前と比較してもらったところ、頻度の変化等については回答者の約81.5%が「頻度が減少した」、あるいは「担当回数が少ない」と回答した。また、法律相談を担当する機会の減少の程度に関する質問では、「3割程度の減少」と回答した会員が約25.9%、「5割程度の減少」と回答した会員が約29.6%、「7割程度の減少」と回答した会員が約11.1%を占め、逆に「頻度が増加した」と回答した会員はいなかった。また、3年前との売上との関係についての質問では、「増加した」旨の回答をした会員が約7.4%程度いたものの、「横ばい」との回答をした会員が若干名おり、その他半数近い会員が「減少」との回答であった。

以上のような相談業務を担当する頻度の減少は、この3年程度の比較でも顕著であり、受任につながるか否かは別途考慮を要するとしても、売上の減少とも連動している。

5 企業内弁護士に対する法的需要

「弁護士の就職難」という問題が、新人弁護士にとって、主として従来型の勤務弁護士、いわゆる「イソ弁」としての就職難に限定されるならば、その打開策としては、それ以外の形態による活躍の場の確保、例えば企業内弁護士への就職を積極的に考えるべきだという声もある。実際、司法制度改革の議論においては、企業や自治体において潜在的な弁護士需要があることが、法曹人口増加の根拠とされていた。

この点、昨今の企業内弁護士数は、2006年から2011年までの5年間で165名から588名と推移しており、一見すれば、企業内弁護士数は急増しているようにも思われる（日本組織内弁護士協会の統計参照）。

しかし、弁護士数自体も2006年の2万2021人から2011年には3万0524人（2011年11月1日現在）と8503人増加している。企業内弁護士は、そのうちの僅か5%弱に過ぎず、当初の期待に反して、激増する弁護士人口の受け皿としての役割を担っていない。

さらに、企業内弁護士がいる企業といない企業を合わせた今後5年間の採用予定者数の総計をみると、2006年の日弁連調査では「66名～173名」だったが、2009年の同調査では「50名～132名」と減少しており、昨今の不況の影響を考慮すると、今後の需要はより低迷する可能性も高い。

6 地方自治体に対する法的需要

地方自治体における弁護士有資格者の在職状況は、2011年6月現在、22名（自治体数12）である。

また、日弁連が2010年4月に実施した弁護士活動の実態に関するアンケートでは、「弁護士資格を有する職員の有無」の問いで「いない」と回答した地方自治体（1185自治体）のうち実に94.5%が「採用の予定はない」としている。

このように、現在弁護士有資格者が任期付公務員・一般職員として配置されている地方自治体は非常に少なく、企業内弁護士と比較しても極めて少ないといつてよい。将来的な弁護士有資格者の採用を具体的に検討している地方自治体も皆無であり、現段階での地方自治体における弁護士有資格者の需要は殆ど無い。

7 官公庁に対する法的需要

さらに、日弁連による上記アンケートによると、官公庁では、弁護士有資格者が在籍するのは、回答した全32団体中12団体（35名）であり、企業・地方自治体と比べると、弁護士有資格者の在籍割合は高い（38%）。

採用に積極的な官公庁では、今後5年間の採用予定人数は「10人超」3件、「6～10人程度」2件と多く、継続的かつ比較的多人数の弁護士有資格者を採用する傾向にある。

しかしながら、今後の採用計画について積極的な官公庁は5件と少数派に止まり、具体的な採用予定人数は、今後5年間で42～50名程度に過ぎない。

8 いわゆる「潜在的な法的需要」について

我が国の社会においては、弁護士が助力し、さらには裁判や調停その他の司法制度を利用することが望ましい法的紛争が広く潜在的に存在している。弁護士自身がこうした「潜在的な法的需要」を掘り起こし、かつ、その需要に応えるため、一層の努力が必要であることは当然である。

そのため、当会も、アクセスを容易にするため無料法律相談を分野ごとに行ったり、電話相談を始めたり、広報にも力を入れてきたつもりである。

しかしながら、弁護士人口が大幅に増加しただけで、こうした「潜在的な法的需要」が直ちに弁護士や司法制度の利用に結びつくわけではない。現実にも、過去数年間に訴訟事件数や法律相談件数、あるいは弁護士の活動領域が必ずしも増えていないことは、既に述べたとおりである。

加えて、本年1月26日に当会が国立大学法人佐賀大学と共催した市民シンポジウム「弁護士急増の功罪－就職難の実態と市民への影響－」では、佐賀大学経済学部の三好祐輔准教授の講演「弁護士人口の増加が民事訴訟に与える影響について」において、弁護士の増加が訴訟件数の増加につながっていないとの報告もあった。

「潜在的な法的需要」を弁護士や司法制度の利用につなげるためには、これらの利用を避けようとする市民意識や、利用に伴う経済的なコスト、法的手続の実効性などの様々な問題を克服することが必要であり、そのための司法基盤の整備・強化や弁護士へのアクセス障害の除去こそが求められているのであって、弁護士人口の増加ペースも、これによる現実の需要増大との間で適正なバランスを保つ必要がある。

第5 弁護士の役割と地位

いうまでもなく、弁護士には国民の憲法上の人権を守るという役割がある。

日本国憲法においては、民事も含めた「裁判を受ける権利」（32条）、逮捕・勾留時の「弁護人選任権」（34条）、刑事被告人の「迅速な公開裁判を受ける権利」（37条1項）、刑事被告人の国選弁護人選任権（37条3項）等を国民に保障している。弁護士及び弁護士会は、これら国民の憲法上の人権が実質的に保障されるよう、取り組まなければならない。

まず、裁判実務に精通していない市民が裁判を起こそうとする場合、弁護士への委任が困難な状況であってはならない。そのため、弁護士へのアクセス障害を取り除くための取り組みが必要となるが、交通手段が発達し、複数の弁護士事務所のない地裁支部（ゼロワン支部）がなくなった今日において、弁護士へのアクセス障害の中心は「数」ではなく、「情報」と「費用」と思われる。

また、刑事事件に関する各種人権は、再審無罪判決等がたて続けに出される現状においては極めて重要で、その実質的保障が強く求められるところである。この弁護人選任権の実質的保障のためには、全ての国民が、いどこで逮捕・起訴されても、強大な国家権力である捜査機関・訴追機関と対等に戦える弁護人を選任できる状況を、今後も維持できる必要があるはずである。

そのため、弁護士は、行政によって任免されることのない「弁護士自治」を与えられ、国民を行政権力による人権侵害から守るための身分保障を受けている。

そして、刑事弁護については、基金を作って当番弁護士制度を運営するなど、これまでも弁護士会がその自助努力によって役割を担ってきた。

また、国選弁護報酬は一般的に低額で、自白事件であったとしても、弁護人は被害弁償、社会復帰後の環境整備などさまざまな活動を行うが、これが否認事件ともなれば、決して高額とは言えない報酬で膨大な弁護活動を行うこととなる。

したがって、弁護士が経済的に過度に不安定な地位に立たされることは、刑事弁護としての人権保障機能が大きく低下し、実質的な弁護人選任権の侵害につながりかねない。

以上のような弁護士の地位・役割の特殊性を整理すれば、①行政・国家権力と対峙する役割があり、そのために実質的な身分保障の必要性、裁判官の独立と同趣旨の経済的基盤の重要性が認識されるべきであるし、②国民の裁判を受ける権利、弁護士人選任権等の人権保障の不可欠な構成要素であることからすれば、その存在は司法権の一翼といえるとともに、国家作用の正当性の根拠ともなっているといえるのであり、弁護士への信頼が現在の司法制度の前提ということとなる。

第6 弁護士急増による弊害

近時、弁護士の急増ないしは過剰による弊害として、以下のような指摘がなされることがある。

まず、弁護士が増えると弁護士ひとり当たりの収入は減ってしまうが、弁護士は会費、事務員の給与、事務所の賃料等を自らの収入で負担しなければならず、弁護士も収入が減ると、①廃業、②利益の高い仕事のみをする、③薄利でも多くの仕事を抱える、のどれかを選択しなければならず、利益の低い仕事をしなければ、結局は経済的に余裕のない市民の権利救済ができなくなったり、薄利で多くの仕事を抱え込むと、無償の公益活動が低調になったりする、という指摘である。

また、十分なOJTの機会がない実務経験不足の弁護士が市民に良質のリーガルサービスを提供することができなくなる、という指摘であり、この点については、本年1月26日に開催した市民シンポジウム「弁護士急増の功罪—就職難の実態と市民への影響

一」において、消費生活相談員より「弁護士に対する苦情件数の増加」が現に報告されている。

さらに、弁護士の中には、当事者間の話し合いに委ねるべき問題も事件化してしまったり、勝訴の見込みがないにもかかわらず、着手金目当てで訴え提起を勧めたりという弊害のおそれがある、という指摘もある。

しかし、もっと現実的な弊害は、弁護士に対する信頼の喪失と司法試験に対する希望の喪失である。

本年1月26日に開催した市民シンポジウムでは、法科大学院の教員も務める研究者から、就職難の影響で不本意な仕事に従事する新人弁護士の存在も報告された。

法曹をとりまく環境が大きく変わらない限り、司法試験合格者が今後も2000人程度で推移すれば、全国の法律事務所の多くは、新人弁護士の採用についての強い要請を受けて「需要の先取り」続けてきたため、来年度以降も数百人単位で未登録者が生じると容易に想定される。

しかも、その陰には、いわゆる「即独」「ノキ弁」「宅弁」という「望まない形での開業」を強いられている弁護士や、「望まない仕事」をせざるを得ない弁護士が増加していることも、容易に想像できる。

他方で、一般市民は、「公正さ」「正義感」に加えて「新人であっても一定の知識・実務能力がある」という認識、信頼を弁護士に対してもっているものと思われ、今後もその市民の信頼を維持すべきとの意見が多いはずである。

そうであれば、全ての弁護士が弁護士法1条の理念を実践できる環境を整える必要があり、そのためには、今後の二回試験合格者が就職・OJTの機会が与えられるようにする必要があるが、前述のとおり、新人弁護士の需要は今後さらに先細る可能性を考えなければならない。

加えて、これまでの間にすでに数百人単位で発生したと考えられる弁護士志望の未登録者や、「即独」「ノキ弁」「宅弁」などのOJTの機会を十分に与えられなかった弁護士にもその機会を与える必要がある。

既存の弁護士の経済的基盤の喪失による弊害もちろん懸念される場所であるが、何よりも深刻なのは、弁護士・司法試験に夢と希望をもって、長い時間と大きな費用を投じた人に絶望感を与えて弁護士としての使命感を失わせてしまうこと、十分なOJTの機会がない弁護士の増加によって生じる市民からの信頼の喪失、そしてそれらによって生じる弁護士・司法試験の魅力減退による有能な人材の流出・喪失である。

これらの弊害を防ぐためには、二回試験に合格した場合には、就職先があってもOJTの機会が十分に与えられる環境を取り戻すことが必要であり、それが無い限り、弁護士に対する信頼は急速に失墜していく危険がある。

そして、このことは、弁護士への信頼を前提としている各種司法制度の正当性の根拠すら失うおそれにつながるのである。

第7 適正規模

2001年6月の司法制度改革審議会意見書においても、実動法曹人口5万人が1つの目安とされている。

日弁連のシミュレーションでは、前述のとおり、司法試験合格者を1500人としても2027年に5万人を突破し、最大6万6000人を超える。

司法試験合格者を早急に1000人にまで減員したとしても、5万人近くで均衡する

見込みである。

その約5万人に達するのが2042年ころとみられるが、弁護士へのアクセス障害の除去、司法制度基盤の整備をこれから始めるという現状に加え、合格者数が2000名程度であれば、「需要の先食い」等の関係で未登録者が毎年数百人単位で生じることが容易に想定されることや、ここ数年の間の未登録者や「即独」「ノキ弁」「宅弁」等のOJTの機会が十分になかった弁護士に対してその機会を与える必要性等を考えれば、当面は1000名程度に引き下げることが早急に行うべきである。

そして、それにより、市民が期待する「全ての弁護士に対するOJTの機会」と、司法試験合格者及び今後弁護士を目指す方の夢と希望を確保するべきである。

2012（平成24）年2月10日

佐賀県弁護士会